

白岡市手数料条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、白岡市手数料条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

共同住宅における低炭素建築物の評価単位について、住戸単位で評価する方法が廃止され、住棟単位のみとなったことから、住戸単位で評価する基準を削除する。

3 施行期日

公布の日から施行する。